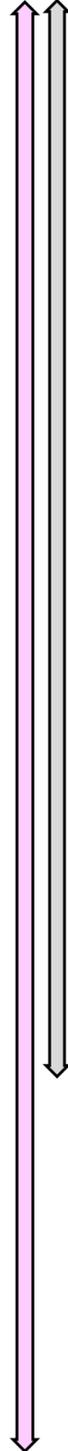


幡多福祉保健所管内B-1ブロック(宿毛市)南海トラフ地震時医療救護活動TL(タイムライン)

*このTLは、高知県南海トラフ地震被害想定(L1)に基づき、夏の勤務時間内(12:00)に発災したと仮定して作成した。なお、津波浸水の有無等については、最大クラス(L2)津波を想定したもの。
 *B-1ブロック:宿毛市・大月町・三原村(B-2ブロック:土佐清水市/Aブロック:四万十市・黒潮町大方/Cブロック:黒潮町佐賀)。なお、宿毛市の病院は5病院で、下記の4病院以外に幡多希望の家(51床)あり。

Ver.1

津波
火災
建物火災



時間	B-1ブロック(宿毛市)								Aブロック(四万十市)
	医療救護所 (聖ヶ丘病院前、筒井病院前)	救護病院 (大井田病院) ※津波浸水(5~10m)	救護病院 (聖ヶ丘病院、筒井病院)	災害拠点病院 (幡多けんみん病院)	有床診療所 1か所 (津波浸水あり)	無床診療所8か所(津波浸水あり): 7か所、津波浸水なし:1か所/薬局 14か所(津波浸水あり:8か所、津波浸水なし:6か所)	宿毛消防署 (幡多西部消防組合消防本部) ※津波浸水(3~5m)	宿毛市 (保健・医療・福祉担当部門) ※津波浸水(5~10m)	幡多医療支部 (幡多福祉保健所)
発災~1h	【宿毛市医療救護計画に基づく活動(各救護病院前)】 ※各救護病院のBCPに基づく活動 ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握(人・建物等) 【医療救護所の設置準備】 ・活動拠点の確保(トリアージエリア、動線の確保を含む) ・人員の確保(運営体制の構築) ・通信手段の確保 ・情報収集 ・活動資機材の確保 ・医薬品等の確保 ・その他患者受入の準備	【救護病院(津波浸水あり)のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ※建物被害、入院患者・職員の安否等 ・初動方針の決定・指示 ※消火・救助、津波避難/退去等 ・ハイタルサイン安定化の継続治療 【以下、屋上避難を想定】 ・津波避難完了(屋上) ・医療救護活動(入院患者等) ・医薬品、医療資機材等の確保 ・通信手段の確保	【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】 ※災害拠点病院(右記)の活動に準じた活動 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・ハイタルサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達	【災害拠点病院のBCPに基づく活動】 ⇒院内災害対策本部の設置 ・指揮命令の確立・安全確保(職員への安全確保の指示) ・院内被害状況の把握:①火災・建物被害(EVを含む)・危険物等、②入院・手術患者・職員の安否並びに外来患者の状況、③ライフライン(電気、水道、通信等)、④診療提供能力状況(医療用ガス、医薬品等、レントゲン・CT、検査機器、医療機器、電子カルテ、PCシステム・サーバー等)、⑤その他 ・ハイタルサイン安定化の継続治療(患者の安全確保) ・人工呼吸器装着患者、酸素療法患者、手術患者、人工透析患者等 ・体制の構築(災対本部の設置):要員の招集、拠点の確保・整備等 ・活動方針の決定・指示:消火、救助、救出、診療継続の可否(退去の要否)等 ・院内の安全確保:危険物の撤去、危険箇所への立入防止等 ・ライフライン維持・復旧(設備・システムの稼働等):自家発電装置の稼働(燃料の確保)、多様な通信手段の確保、仮設トイレの設置、EVの復旧等 ・傷病者受入体制の整備:要員の招集、トリアージ場所・各エリアの確保及び設置、患者搬送動線の設置、重症・中等症患者受入場所の確保、医薬品・医療資機材等の確保等 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達(県医療支部(本部)):こうち医療	【診療所のBCPに基づく活動】 ・指揮命令の確立 ・安全確保 ・被害状況の把握 ・ハイタルサイン安定化の継続治療 ・津波避難指示 ※高台等への避難	【各診療所・薬局のBCPに基づく活動】 ・高台等への津波避難 ・安全確保 ※各自、安全確保を最優先	【宿毛消防署地震津波対応マニュアルに基づく活動】 (津波浸水あり) ・初動本部設置 ・被害状況の把握 ・初動方針の決定・指示 ※津波からの避難誘導・救助活動 ⇒救急車両の退避を含む ※消火・救助・救急(救護)活動 ⇒優先順位に基づく活動 ※通信体制の構築(確保)・資機材点検	【宿毛市地域防災計画に基づく活動】 (津波浸水あり) ・指揮命令の確立・安全確保 ・職員等の安否確認 ・津波避難 ※来庁者の避難誘導を含む	【幡多福祉保健所AC(アクションカード)に基づく活動】 ・指揮命令の確立・安全確保 ・職員等の安否確認 ・被害状況の把握(庁舎等) ・初動方針(初動)の決定・指示 【医療支部の設置準備】 ・活動拠点の確保(1F) ・活動資機材等の確保 ・通信手段の確保 【SCUへの対応準備】 ・派遣職員の決定 ・移動手段の確保 ・通信手段の確保 ・その他必要物品の確保
1h~6h	【医療救護所の設置・運営】 ・医療救護所運営体制の構築 ・医療救護活動の開始 ・トリアージの開始 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・市災対本部への報告 ⇒医療救護所設置及び活動状況等 ⇒県医療支部等への報告 ・市災対本部への要請 ⇒医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先・搬送手段の確保、遺体対応等 ・情報収集(継続)	【入院患者等への対応】 ・医療救護活動(継続) ・市災対本部への報告・要請 ⇒被害状況、活動状況、救出要請等 ・医薬品等の確保(継続) ・飲料水・食糧等の確保 ・その他必要物品の確保 ⇒毛布、自家発電機、照明、燃料等	※市災対本部への連絡体制 ※こうち医療ネット(EMIS)への入力 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設置協力 ・医療救護活動の開始 ・調達 ・各種要請 ・患者搬送の準備・搬送	※こうち医療ネット(EMIS)への入力、市災対本部への連絡、県医療支部(本部)への連絡 ・ライフライン維持・復旧(設備・システムの稼働等):上水設備、下水設備(仮設トイレ、簡易トイレ等)、EV、電子カルテ等システム停止時の代替手段(紙カルテ・処方箋)の構築、緊急輸送車両確認標章の申請等 ・緊急医療(医療救護活動)の開始 トリアージの実施、患者への対応、災害対応カルテ体制の構築、医薬品処方・調剤 ・検査部門(医療基盤維持のための業務) 検体受付、検体処理、生化学検査、血液検査、検尿一般検査、血清検査、血液ガス検査、心電図検査、その他の検査、輸血等 ・中央材料部門・放射線部門・医事部門(医療基盤維持のための業務) ・調達(在庫確保、調達手配等) ・各種要請(患者搬送、医療支援チーム派遣要請を含む)⇒県医療支部(本部) ・患者搬送の準備・搬送:救急車搬送/ヘリ搬送、搬送先との調整、搬送手段の確保、救急車動線の確保等	【入院患者への対応】 ・医療救護活動 ・市災対本部への報告・要請 ※入院患者の受入先の確保等	・医療救護所への参集 ※医療救護所の医療救護活動への協力(可能な範囲での医薬品・医療資機材の提供等)	・優先順位に基づく活動 ※消火・救助・救急(救護)活動 ・指揮本部設置 ・署の部隊編成及び消防団の部隊編成 ・情報収集(被害状況等) ・非番員の参集 ※参集場所の事前検討 ・市災対本部への報告 ⇒被害状況、活動状況等 ⇒緊急消防援助隊の派遣要請等	【宿毛市医療救護計画に基づく活動】 ・職員等の安否確認・安全確保 ・活動拠点の確保 ・活動体制の確立(人員確保) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・救護病院の設置を要請 ・情報収集 ※医療機関の被害状況を含む ①市災対本部、②医療救護所・救護病院等、③県医療支部(本部)等 ・情報伝達 上記①~③(報告、要請等) ・初動方針の決定・指示 ※医療救護活動を優先	【医療支部の設置・運営】 ・職員体制の構築 ※指揮命令の再確認 ・情報収集 ①市町村災対本部、②災害拠点病院、③SCU、④その他(県災害対策支部、他の医療支部等) ・情報伝達(報告、要請等) 上記①~④ 【SCUの設置・運営】 ・職員の派遣 ・SCUの設置・運営 ※資機材等の確保、災害拠点病院との連絡調整、医療支部(WHC)への連絡等
6h~24h	・医療救護活動(継続) ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ⇒医療救護所活動状況報告・要請 ⇒県医療支部等への各種要請(医療支援チーム派遣、医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段の確保等)	・上記活動の継続 ・患者救出及び職員・避難住民の脱出に向けた準備 ⇒患者救出に向けたトリアージ等 ⇒脱出ルート・手段の検討等	※災害拠点病院(右記)の活動に準じた活動(医療救護活動の継続) ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の実施 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営	【医療救護活動の継続】 ※情報収集の継続(県医療支部(本部)等) [広域医療搬送が決定した時] ・SCUの設置運営支援(宿毛市総合運動公園) ・SCUへの患者搬送準備(広域医療搬送カルテの作成、広域医療搬送のための安定化処置) ・SCUへの患者搬送 ・勤務基盤の確保:非番者の安否確認・招集、仮眠スペースの確保、勤務体制(ローテーション)の検討、仮設シャワーや毛布等の確保、職員用飲料水・食糧の確保等 ・遺体対応:宿毛警察署への連絡、宿毛市災対本部との連携(問合せ対応、搬送手段・搬送)・DMAT・医療支援チームの受入準備・受入	・上記活動の継続	・上記活動の継続	・上記活動の継続 ・医療救護所での医療救護活動への協力 ⇒患者搬送等 ・津波避難支援(警報、災害広報、誘導) ・火災対応優先の活動(消防団との連携) ・救急・救助活動 ・他機関との情報の共有(市対策本部・警察・海上保安署等) ・他機関との連携活動(警察・海上保安署等)	・上記活動の継続 ※医療救護所の設置・運営 ※医療救護所への職員派遣 ※医薬品、医療資機材等の確保 ※患者搬送手段の確保 【宿毛市災害時保健活動マニュアルに基づく活動】 ・保健活動体制の構築 ・市統括保健師の決定(確認) ※保健活動に係る情報収集等 ・災害時要配慮者情報の把握 ・福祉避難所の開設	【医療支部の運営】 (継続) 【SCUの運営】 (継続)
24h~48h	・医療救護活動(継続・見直し) ⇒医療救護体制の再構築(ローテーション等) ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ・医療支援チームの受入準備	・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関(市外)への重症患者搬送(要請) ・患者救出の開始 ※トリアージに基づく順番 ・避難住民や職員の脱出開始(救出の場合は、患者救出完了後)	・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関(市外)への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム受入準備	・上記活動(情報収集・伝達を含む)の継続・見直し ※外来診療の一部再開:主に在宅要医療者(インスリンや特殊薬剤が必要な患者を含む)等の急を要する外来診療の再開 ・入院患者の移動調整:病院間、病院と老健施設等の間の患者移動調整 ・在宅要医療者対応:人工透析患者対応(県外搬送等の検討等)等 ・職員の勤務体制の見直し(ローテーション等) ・DMAT・医療支援チームの受入	・上記活動の継続 ・見直し	・上記活動の継続・見直し	・上記活動の継続・見直し ・SCU等への救急搬送 ・被害拡大防止 ・孤立住民等の急急対応 ・捜索活動等(消防団との連携) ・危険物等の災害対策	【医療救護活動】 (継続・見直し) ※医療従事者の確保、医薬品等の確保 患者搬送手段の確保等 【医療救護以外の活動】 ・避難所・避難者情報の把握 ※在宅酸素・人工透析患者等の在宅要医療者情報を含む	・上記活動の継続・見直し ・情報の分析・評価 ・活動方針の決定・指示 ※収集した情報(被害情報、ニーズ、資源等)に基づき、活動方針を決定・指示(優先順位づけ) ・職員の勤務体制の見直し
48h~72h	・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入	・上記活動の継続 ・患者救出の完了 ・避難住民や職員の脱出完了 ・他の救護病院等での医療救護活動(脱出後) ※入院患者受入や医療従事者の受入等に関する病院間の事前協定	・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入	・上記活動の継続 ・DMAT・医療支援チームの受入・派遣 ⇒救護病院・医療救護所の状況に応じた派遣 ・診療体制の安定化:職員勤務ローテーションの再構築、建物・設備の復旧、患者・職員用飲料水・食糧の安定供給及び医薬品や医療資機材等の安定供給の確保等 ・マスコミ対応の検討	・入院患者受入先の確保(完了) ・医療救護所等への参集(可能な場合)	・上記活動の継続 ・医薬品二次集積所への参集・活動への協力	・上記活動の継続 ・緊急消防援助隊の受け入れ、連絡調整 ※市統括保健師による指揮 ※福祉保健所への報告・要請等 ※受援体制整備に向けた準備	⇒再構築(ローテーション等) 【保健衛生活動】 (公衆衛生活動) ・情報収集・伝達(報告) ※市町村・県庁保健衛生担当課等 ・保健衛生活動の準備 ※WHC統括保健師の決定(確認) ※受援体制整備に向けた準備	

■ 幡多福祉保健所管内B-1ブロック(大月町)南海トラフ地震時医療救護活動TL(タイムライン)

*このTLは、高知県南海トラフ地震被害想定(L1)に基づき、夏の勤務時間内(12:00)に発災したと仮定して作成した。なお、津波浸水の有無等については、最大クラス(L2)津波を想定したもの。

*B-1ブロック:宿毛市・大月町・三原村(B-2ブロック:土佐清水市/Aブロック:四万十市・黒潮町大方/Cブロック:黒潮町佐賀)

Ver.1

津波
火災
建物火災



時間	B-1ブロック(大月町)				
	医療救護所 (大月病院前)	救護病院 (大月病院)	無床診療所1か所(津波浸水なし)／薬局2か所(津波浸水なし)	大月分署 (幡多西部消防組合)	大月町 (保健・医療・福祉担当部門)
発災～ 1h	<p>【大月町医療救護計画に基づく活動(救護病院前)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 救護病院のBCPIに基づく活動 ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握(人・建物等) 【医療救護所の設置準備】 ・活動拠点の確保(トリアージ、動線の確保を含む) ・人員の確保(運営体制の構築) ・通信手段の確保 ・情報収集 ・活動資機材の確保 ・医薬品等の確保 ・その他患者受入の準備 	<p>【救護病院のBCPに基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 災害拠点病院(宿毛市)の活動に準じた活動 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、診療提供能力等 ・体制の構築(院内災対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・ハイトサイン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・ライフライン維持・復旧 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 	<p>【各診療所・薬局のBCPに基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保 ※ 各自、安全確保を最優先 	<p>【大月分署地震津波対応マニュアルに基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令の確認・安全確保 ・職員等の安否確認 ・消防職(団員)の非常招集の伝達 ・初動方針の決定・指示 ※ 災害応急対策に必要な資機材の点検 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 	<p>【大月町地域防災計画に基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令の確認・安全確保 ・職員等の安否確認 ・活動拠点の確保 ・活動体制の確立(人員確保) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・情報収集 ※ 被害状況の確認(職員の派遣) ⇒ 庁舎、救護病院等の被害状況 ・初動方針の決定・指示 ※ 医療救護活動を優先 ・医療救護所の設置準備 ⇒ 医療救護所(大月病院)参照 ・災害対策本部への、保健介護課の状況報告 ・保健衛生班の立ち上げ
1h～ 6h	<p>【医療救護所の設置・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所運営体制の構築 ・医療救護活動の開始 ・トリアージの開始 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・町災対本部への報告 ⇒ 医療救護所設置及び活動状況等 ⇒ 県医療支庁等への報告 ・町災対本部への要請 ⇒ 医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先・搬送手段の確保、遺体対応等 ・情報収集(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 町災対本部への連絡体制 ※ こうち医療ネット(EMIS)への入力 ・ライフライン維持・復旧 ・医療救護活動の開始 ・調達 ・各種要請 ・患者搬送の準備・搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所への参集 ※ 医療救護所の医療救護活動への協力(可能な範囲での医薬品・医療資機材の提供等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ・広報・誘導の実施 ・避難勧告、避難指示等 ・情報収集(被害状況等) ・非番員の参集 ・町災対本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等 ・医療救護所での医療救護活動への協力 ⇒ 救急救命士による傷病者のトリアージ、応急処置、患者搬送等 	<p>【大月町医療救護計画に基づく活動(救護病院前)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置・運営 ※ 医療救護所への職員派遣 ⇒ 医療救護所運営体制の構築 ※ 医薬品、医療資機材等の確保 ※ 患者搬送手段の確保
6h～ 24h	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動(継続) ・町災対本部からの情報収集(継続) ・町災対本部への報告等(継続) ⇒ 医療救護所活動状況報告・要請 ⇒ 県医療支庁等への各種要請(医療支援チーム派遣、医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段) ・医療救護体制の検討(対応職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 災害拠点病院(右記)の活動に準じた活動(医療救護活動の継続) ※ 町災対本部との連携、連絡・要請等 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ・患者搬送の実施 ・勤務基盤の確保 ・食糧の確保 ・遺体対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・ヘリ等による救出活動要請 ・行方不明者の捜索の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 【大月町南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく活動】 ・通常業務再開の検討 ・保健活動の開始を検討 ・保健活動の指揮命令系統の確立
24h～ 48h	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動(継続・見直し) ⇒ 医療救護体制の再構築(ローション等) ・町災対本部からの情報収集(継続) ・町災対本部への報告等(継続) ・医療支援チームの受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関(町外)への中等症・重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内外への患者移動 ・医療支援チーム受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・遺体の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療救護活動】(継続・見直し) ※ 医療従事者の確保、医薬品等の確保、患者搬送手段の確保等 【医療救護以外の活動】 ・避難所・避難者情報の把握 ※ 在宅酸素・人工透析患者等の在宅要医療者情報を含む ・災害時要配慮者の状況の把握 ・保健活動体制の構築、活動の開始 ※ 福祉保健所への報告・要請等 ※ 受援体制整備に向けた準備
48h～ 72h	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営のニーズ把握、アセスメントの実施

■ 幡多福祉保健所管内B-1ブロック(三原村)南海トラフ地震時医療救護活動TL(タイムライン)

*このTLは、高知県南海トラフ地震被害想定(L1)に基づき、夏の勤務時間内(12:00)に発災したと仮定して作成した。なお、津波浸水の有無等については、最大クラス(L2)津波を想定したもの。

*B-1ブロック:宿毛市・大月町・三原村(B-2ブロック:土佐清水市/Aブロック:四万十市・黒潮町大方/Cブロック:黒潮町佐賀)

Ver.1

建物
火災



時間	B-1ブロック(三原村)				
	医療救護所 (三原村国保診療所)	救護病院 (簡井病院:予定)	有床診療所1か所(津波浸水なし:三原村国保診療所) / 無床診療所・薬局なし	三原分署 (幡多西部消防組合)	三原村 (保健・医療・福祉担当部門)
発災～ 1h	<p>【三原村医療救護計画に基づく活動(診療所前)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握(人・建物等) <p>【医療救護所の設置準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の確保 (トリアージエリア、動線の確保を含む) ・人員の確保 ※ 救急救命士、保健師を含む ・通信手段の確保 ・情報収集 ・活動資機材の確保 ・医薬品等の確保 ・その他患者受入の準備 	<p>【救護病院のBCPに基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 宿毛市救護病院(簡井病院)参照 	<p>【診療所のBCPに基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 災害医療活動(医療救護所としての活動)への切り替え ※ 医療救護所(三原村国保診療所)を参照 	<p>【三原分署地震津波対応マニュアルに基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令の確立・安全確保 ・職員等の安否確認 ・消防職(団員)の非常招集の伝達 ・初動方針の決定・指示 ※ 災害応急対策に必要な資機材の点検 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 	<p>【三原村地域防災計画に基づく活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令の確立・安全確保 ・職員等の安否確認 ・活動拠点の確保 ・活動体制の確立(人員確保) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・情報収集 ※ 被害状況の確認(職員の派遣) ⇒ 庁舎、診療所等の被害状況 ・初動方針の決定・指示 ※ 医療救護活動を優先 ・医療救護所の設置準備 ⇒ 医療救護所(三原村国保診療所)参照
1h～ 6h	<p>【医療救護所の設置・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所運営体制の構築 ※ 村と一体的な運営体制 ・医療救護活動の開始 ・トリアージの開始 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・村災对本部への報告 ⇒ 医療救護所設置及び活動状況等 ⇒ 県医療支庁等への報告 ・村災对本部への要請 ⇒ 医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先・搬送手段の確保、遺体対応等 ・情報収集(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ・広報・誘導の実施 ・避難勧告、避難指示等 ・情報収集(被害状況等) ・非番員の参集 ・村災对本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等 ・医療救護所での医療救護活動への協力 ⇒ 救急救命士による傷病者のトリアージ、応急処置、患者搬送等 	<p>【三原村医療救護計画に基づく活動(診療所前)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置・運営 ※ 医療救護所への職員派遣 ⇒ 医療救護所運営体制の構築 ※ 医薬品、医療資機材等の確保 ※ 患者搬送手段の確保
6h～ 24h	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動(継続) ・村災对本部からの情報収集(継続) ・村災对本部への報告等(継続) ⇒ 医療救護所活動状況報告・要請 ⇒ 県医療支庁等への各種要請(医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動の継続 ・搬送患者の受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・ヘリ等による救出活動要請 ・行方不明者の捜索の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 【三原村南海トラフ地震時保健活動マニュアルに基づく活動】 ・村統括保健師の決定(確認) ※ 保健活動に係る情報収集等
24h～ 48h	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動(継続・見直し) ⇒ 医療救護体制の再構築(ローション等) ・村災对本部からの情報収集(継続) ・村災对本部への報告等(継続) ・医療支援チームの受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関(村外)への中等症・重症患者搬送(要請) ・搬送患者の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・遺体の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 【医療救護活動】(継続・見直し) ※ 医療従事者の確保、医薬品等の確保、患者搬送手段の確保等 【医療救護以外の活動】 ・避難所・避難者情報の把握 ※ 在宅酸素・人工透析患者等の在宅要医療者情報を含む
48h～ 72h	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記活動の継続・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者情報の把握 ・福祉避難所の開設 ・保健衛生活動の準備 ※ 村統括保健師による指揮 ※ 福祉保健所への報告・要請等 ※ 受援体制整備に向けた準備